

教員の働き方改革について

保護者の皆様には、日頃から本校の教育に対し、ご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染防止対策にご理解とご協力を賜りまして重ね重ね御礼申し上げます。

さて、令和元年4月から働き方改革関連法が施行され、私立学校も一般企業同様に労働基準法等の遵守をしなければならなくなりました。そこで、土日祝日を含めた長時間に及ぶ働き方を見直し、限られた時間の中で教員が自らの能力を最大限に発揮し、お子様に効果的な教育活動を行う体制を整えるための働き方改革を下記のように改革を進めて参りますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、平日は午後5時30分までは皆様からのお電話によるお問い合わせをお受けすることができますことを申し添えます。

記

1 勤務時間の遵守

※勤務時間は午前8時15分から午後5時までです。ただし、定期試験中や長期休業中は午前中のみの勤務となる日があります。

※生徒相談、保護者面談も勤務時間内に行います。

2 電話対応時間の明確化

※裏面をご覧ください。

3 休業日の休業の徹底（学校行事、保護者会、課外活動、PTA諸活動の見直し）

※休業日とは、原則として、土曜日、日曜日、祝日、一斉休業日（8月7日～8月17日、12月28日～1月4日）その他学校が指定する日を指します。

※休業日の諸活動（部活動、研修会、講習会、フィールドワーク等）は、部活動顧問、担当者から連絡をします。

4 有給休暇の取得率向上

※担任不在の場合は、学年主任等が対応します。

以上

保護者様からの電話対応について

本校では学校における働き方改革の一環として、保護者様からの電話対応については原則として教員の勤務時間内に行うこととしております。 つきましては、下記のように電話対応をいたしますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 電話対応時間

区 分	電 話 対 応 時 間	備 考
通常授業日	午前 8 時 15 分 ～ 午後 5 時 30 分	月曜日 ～ 金曜日
休 業 日	終日対応いたしません	土曜日、日曜日、祝日、 一斉休業日（8/8～8/17、 12/28～1/4）
長期休業中	午前 8 時 15 分 ～ 午後 0 時 15 分	月曜日 ～ 金曜日

(1) 本校は変形労働時間制を採用しており、教員の基本的な勤務時間は、午前 8 時 15 分から午後 5 時までです。また、定期試験中は午前 8 時 25 分から午後 0 時 25 分まで、長期休業中の勤務時間は、午前 8 時 15 分から午後 0 時 15 分までです。勤務時間外は、教員不在場合があります。

(2) 勤務時間外は警備員が対応します。なるべく勤務時間内にご連絡いただきますようお願いいたします。

2 その他

(1) 電話対応時間外は、その旨のガイダンスが流れます。

(2) お子様の事故や罹災などの緊急時は、警察、救急、消防へご連絡ください。

(3) 電話対応時間外の活動（部活動、研修会、講習会、フィールドワーク等）については、部活動顧問、担当者の指示に従ってください。

以上